

大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び 次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

目 次

1

大阪市の現行計画の概要について

2

障がい者基礎調査の実施 ー精神科病院入院者ー

3

国の動向(主な法改正等)について

4

次期計画策定に向けた大阪市の方向性について

1 大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について

現行計画の概要

1. 総論

障害者基本法に基づく「障がい者支援計画（2024（令和6）～2029（令和11）年度）」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（2024（令和6）～2026（令和8）年度）」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画（2024（令和6）～2026（令和8）年度）」を一体的に策定

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

基本方針

- 1 個人としての尊重
- 2 社会参加の機会の確保
- 3 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- 1 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 2 生活支援のための地域づくり
- 3 ライフステージに沿った支援
- 4 多様なニーズに対応した支援
- 5 支援の担い手の確保と資質の向上
- 6 調査研究の推進

2. 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・理解促進
- 2 情報・コミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動等

第3章 地域生活への移行のために

- 1 入所施設からの地域移行
- 2 精神科病院からの地域移行

第4章 地域で学び・働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安全・安心

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

成果目標 ※目標年度：2026（令和8）年度

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援の充実・強化等
- 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

主な障がい福祉サービスの見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	20,829 人	22,019 人	23,291 人
	月あたり利用時間	676,679 時間	691,434 時間	706,725 時間
通所系サービス	月あたり利用者数	27,573 人	30,953 人	34,915 人
	月あたり利用日数	480,166 日	530,018 日	605,773 日
居住系サービス	グループホーム	4,907 人	5,496 人	6,156 人
	施設入所支援	1,229 人	1,213 人	1,197 人

障がいのある人を取りまく現状とニーズの把握等

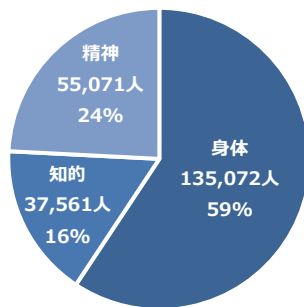
障がい者等基礎調査の実施

次期計画策定のための基礎資料として、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握するため、令和8年12月に調査を実施

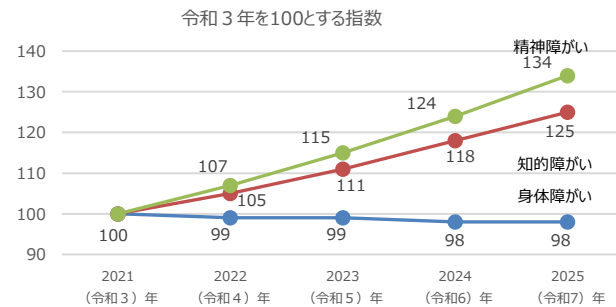
- 本人・家族
- 障がい福祉サービス等事業者
- エルムおおさか等利用者
- 施設入所者・管理者
- 医療費助成、医療支援事業対象者（指定難病・小児慢性）
- 医療的ケアの必要なこども

■ 精神科病院入院者

本市障がい者手帳交付者数の推移【令和7年3月31日現在】



※2025（令和7）年3月末現在



※各年3月末現在

国の動向（主な法改正等）

高次脳機能障害者支援法

高次脳機能障害への理解促進、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる切れ目のない支援の実施

手話に関する施策の推進に関する法律

手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進など、手話に関する施策を総合的に推進

国の基本指針の見直し（案）

（基本指針見直しの主な事項）

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障がい児支援の提供体制の整備等
- 5 地域における相談支援体制の充実強化
- 6 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上
- 7 障がい福祉サービスの質の確保
- 8 きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
- 9 高次脳機能障がい者に対する支援
- 10 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
- 11 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 12 住宅セーフティネット制度との連携
- 13 地域差の是正・指定の在り方等
- 14 障がい者等に対する虐待の防止等
- 15 障害者スポーツによる社会参加等の促進
- 16 災害時における障害福祉サービス提供の確保

（成果目標）

- 1 施設入所者の地域生活への移行（継続）
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（拡充）
- 3 福祉施設から一般就労への移行等（拡充）
- 4 障がい児支援の提供体制の整備等（拡充）
- 5 地域生活支援の充実（継続）
- 6 相談支援体制の充実・強化等（拡充）
- 7 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上（新規）
- 8 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（拡充）

次期計画について

- 障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を一体的に策定
- 計画期間：障がい支援計画は令和6～11年度の6年間（R9年度中間見直し）
障がい福祉計画・障がい児福祉計画は令和9～11年度の3年間

- 令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の結果から見てきた課題
- 現行計画における進捗及び評価
- 国の動向などの状況の変化
 - ・高次脳機能障害者支援法等の施行
 - ・国の基本指針の見直し（新たな成果目標）等

これらの内容を踏まえて、障がい当事者や学識経験者等で構成する「大阪市障がい者施策推進協議会」において審議を行い、令和8年度中に次期計画を策定する。

次期計画策定のスケジュール（予定）

- 令和8年5～8月頃 ワーキング会議（計画素案の検討）
- 令和8年9～10月頃 障がい者施策推進協議会（計画素案の審議）
- 令和8年12月頃 パブリックコメント実施
- 令和9年2～3月頃 障がい者施策推進協議会（計画案の審議）
- 令和9年3月 次期計画の策定

1 現計画の概要について

現行計画の概要

1. 総論

障害者基本法に基づく「障がい者支援計画（2024（令和6）～2029（令和11）年度）」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画（2024（令和6）～2026（令和8）年度）」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画（2024（令和6）～2026（令和8）年度）」を一体的に策定

障害者基本法の基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす。

基本方針

- 1 個人としての尊重
- 2 社会参加の機会の確保
- 3 地域での自立生活の推進

計画推進の基本的な方策

- 1 差別解消及び権利擁護の取組の推進
- 2 生活支援のための地域づくり
- 3 ライフステージに沿った支援
- 4 多様なニーズに対応した支援
- 5 支援の担い手の確保と資質の向上
- 6 調査研究の推進

2. 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

- 1 啓発・理解促進
- 2 情報・コミュニケーション

第2章 地域での暮らしを支えるために

- 1 権利擁護・相談支援
- 2 生活支援
- 3 スポーツ・文化活動等

第3章 地域生活への移行のために

- 1 入所施設からの地域移行
- 2 精神科病院からの地域移行

第4章 地域で学び・働くために

- 1 保育・教育
- 2 就業

第5章 住みよい環境づくりのために

- 1 生活環境
- 2 安全・安心

第6章 地域で安心して暮らすために

- 1 保健・医療

3. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

成果目標 ※目標年度：2026（令和8）年度

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援の充実・強化等
- 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

主な障がい福祉サービスの見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	月あたり利用者数	20,829 人	22,019 人	23,291 人
	月あたり利用時間	676,679 時間	691,434 時間	706,725 時間
通所系サービス	月あたり利用者数	27,573 人	30,953 人	34,915 人
	月あたり利用日数	480,166 日	530,018 日	605,773 日
居住系サービス	グループホーム	4,907 人	5,496 人	6,156 人
	施設入所支援	1,229 人	1,213 人	1,197 人

成果目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
1年平均 325.3日以上(2026(令和8)年度)
- ② 精神病床における1年以上の長期入院者数
1,690 人(2022(R4)年度)
→ 1,559人(2026(R8)年度)（131 人の減）
※ 65歳以上と65歳未満の区別は設けない
- ③ 精神病床における早期退院率
・ 入院後3か月時点 68.9%以上(2026(令和8)年度)
・ 入院後6か月時点 84.5%以上(2026(令和8)年度)
・ 入院後1年時点 91.0%以上(2026(令和8)年度)
- ④ 地域移行支援による地域移行者数
(大阪市独自の目標設定)
60 人(各年度20人)

第3章 地域生活の移行のために 2 精神科病院からの地域移行

課題

- 1 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ
- 2 地域生活への移行を支援する仕組みづくり
- 3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

施策の方向性

- ① 精神科病院入院者への支援
- ② 家族への働きかけ・支援
- ③ 地域住民への理解のための啓発
- ① 精神科病院との連携
- ② 地域活動支援センター(生活支援型)等との連携
- ① 地域での受け皿の確保
- ② 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援
- ③ 保健、医療、福祉関係者による協議

1 現行計画「課題」と「施策の方向性」について

課題

1 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

施策の方向性

① 精神科病院入院者への支援

- ・ 長期入院者への積極的訪問、ピアサポーターの活用等により、退院意欲との促進、病院職員への理解促進
- ・ 入院早期からの退院支援や地域移行に向けた取組
- ・ 「入院者訪問支援事業」の周知、病院外との交流機会を確保

② 家族への働きかけ・支援

- ・ 家族の課題(高齢化・経済状況・住まい等)を踏まえた支援
- ・ 相談・家族教室等の継続実施

③ 地域住民への理解のための啓発

- ・ 市民講座等により、地域共生社会の重要性の啓発
- ・ ピアサポーターによる啓発の継続、地域理解の促進

2 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

① 精神科病院との連携

- ・ 事業周知及び病院職員への啓発の継続
- ・ 大阪府や病院と連携し、地域移行利用者の増加に向けた取組推進

② 地域活動支援センター(生活支援型)等との連携

- ・ 病院訪問・外出支援・事業所見学等、地域移行に向けた支援の実施
- ・ 地域移行促進に向けた関係機関への技術支援や連携・協働の強化

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 地域での受け皿の確保

- ・ グループホーム等の住まい、日中活動等、各種サービスの支援の充実

② 各区精神保健福祉相談員への技術支援

- ・ 支援力向上及び支援者拡大に向けた継続的な研修実施

③ 保健・医療・福祉関係者による協議

- ・ 多職種チームによる支援の継続
- ・ 「精神障がい者地域生活支援部会」による課題検討と施策審議

2 障がい者基礎調査の実施 ―精神科病院入院者―

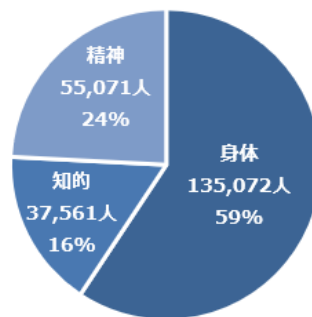
障がいのある人を取りまく現状とニーズの把握等

障がい者等基礎調査の実施

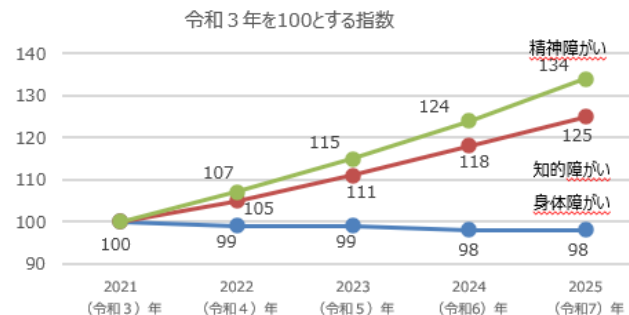
次期計画策定のための基礎資料として、障がいのある人の生活実態やニーズ等を把握するため、令和8年12月に調査を実施

- 本人・家族
- 障がい福祉サービス等事業者
- エルムおおさか等利用者
- 施設入所者・管理者
- 医療費助成、医療支援事業対象者（指定難病・小児慢性）
- 医療的ケアの必要なこども
- **精神科病院入院者**

本市障がい者手帳交付者数の推移【令和7年3月31日現在】



※2025（令和7）年3月末現在



※各年3月末現在

調査結果から見えてきた課題（精神科病院からの地域移行の推進について）

課題

①入院者の高齢化と長期入院化

・高齢層が多く、入院1年以上が多い

②長期入院化による退院への影響

・住まい喪失、家族不在・関係不安、退院時期が描けない
・服薬管理など医療面も含めた生活全般の支援の必要性の増加

③退院後に必要な支援

・人とのつながりのニーズが高い（困った時の相談者、家族等）
・収入、住まい、生活支援、緊急・災害時対応等

④制度利用の準備

・区分認定・介護認定等が未申請、不明の割合が高い

今後の方向性

- ◆ 長期入院者の地域移行に向けた支援
- ◆ 今後あらたな長期入院を生まないために、入院初期から退院後の地域生活を見据えた計画的な支援
- ・ 本人の退院意欲向上につながる支援
- ・ 必要なサービス導入に向けた支援
- ・ （区分認定、介護保険認定申請等）
- ・ 高齢者支援に関わる関係機関との連携強化
- ・ 退院促進に向けた普及啓発活動

精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築が重要

資料:令和8年2月2日開催都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議より抜粋

令和8年2月2日

都道府県等担当者・アドバイザー等合同会議

資料1



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

第8期障害福祉計画に向けた 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し

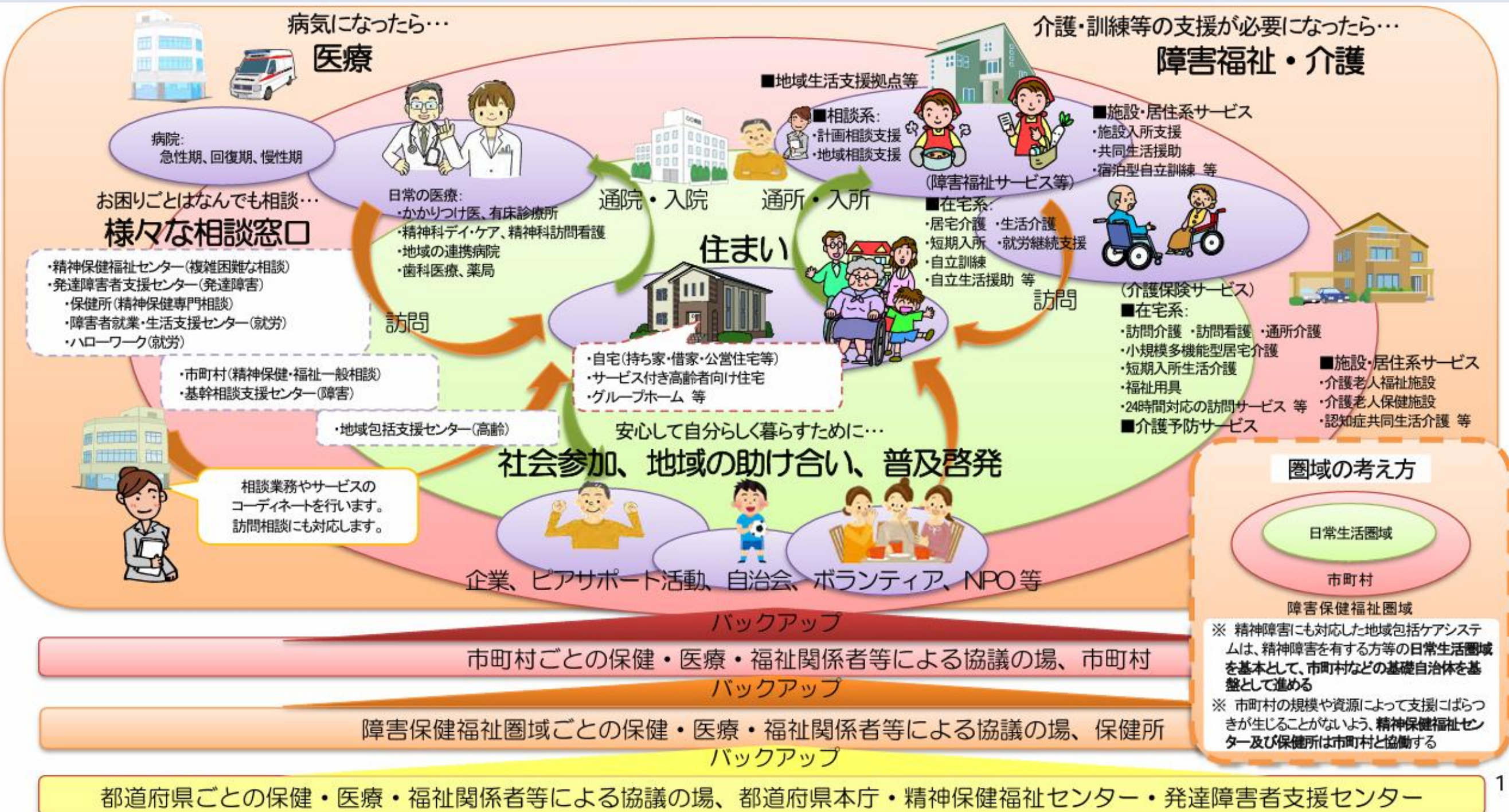
厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 精神・障害保健課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



3 国の動向(主な法改正等)について

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 障害福祉人材の確保・定着
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・ 障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 地域における相談支援体制の充実強化
- ・ 障害福祉サービスの質の確保
- ・ その他(地方分権提案に対する対応)

3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R4年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R4年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 13.8万人
(R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- ・ 強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・ 都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・ 就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・ 都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・ 都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・ 都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

令和8年1月19日

第154回社会保障審議会障害者部会

資料1-1

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
- 計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。
- ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

令和8年1月19日

第154回社会保障審議会障害者部会

資料1-1

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議会の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議場の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議場の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標について

現 状

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組は一定程度進んできたところであるが、第7期の成果目標は自治体において達成が難しいことが予測される。
- 令和4年12月精神保健福祉法改正により、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の理念の実現に向け、市町村等が実施する精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助の体制整備が期待されている。



成果目標(案)

- 保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村及び都道府県と保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備等及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進する必要がある。
- 精神障害者の地域生活支援の充実及び精神病床からの退院の促進を図る観点から、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、引き続き、目標値を設定してはどうか。また、精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)については、75歳以上、40歳以上の認知症の人の数を加えてはどうか。
- 精神病床における退院率については、退院患者の精神病床への30日以上での再入院率(退院後90日時点、退院後180日時点、退院後365日時点)に改めてはどうか。
- さらに、心のサポーター数、住民のこころの状態を新たな成果目標として設定してはどうか。

成果目標② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する目標について

成果目標(案)

【成果目標(案)】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数については、令和5年度の都道府県の中央値である319.3日以上とすることを基本とする。中央値に達している都道府県は、令和5年度の値以上とすることを基本とする。
- 令和11年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満、75歳以上(再掲)、40歳以上の認知症である者(再掲))の目標値については、約3.6万人の減少を目指すこととする。(75歳以上、40歳以上の認知症である者は新規)
- 退院患者の精神病床への30日以上再入院率については、令和5年度の都道府県の中央値である退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下とすることを基本とする。中央値に達している都道府県は、令和5年度の値以下とすることを基本とする。(新規)
- 心のサポーター数については、令和15年度までに100万人とすることを基本とする。都道府県は将来の推計人口を元に、目標を設定することを基本とする。(新規)
- 住民のこころの状態については、K6という尺度を活用して評価することを基本とし、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましいこととする。(新規)

5. 活動指標

令和8年1月19日

第154回社会保障審議会障害者部会

資料1-1

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数
- 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数
- 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】
- 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）
- 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

3 国の動向(主な法改正等)について

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

別表第一

九 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価	<u>都道府県、障害福祉圏域</u> 、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定並びに活動状況の把握及び評価の見込みを設定する。
心のサポーター養成研修実施回数	<u>心のサポーターの養成のために必要となる、心のサポーター養成研修の一年間の実施回数の見込みを設定する。</u>
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	<u>精神障害者及び精神保健に課題を抱える者に対する相談及び援助の充実を図るために必要となる、精神保健福祉相談員講習会等の精神保健福祉に関する研修の実施回数の見込みを設定する。</u>
精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の地域定着支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の共同生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立生活援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
精神障害者の短期入所	<u>現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</u>
精神病床における退院患者の退院後の行き先	都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定する。

4 次期計画策定に向けた大阪市の方向性について

現行計画の取組

施策の方向性 ―取組の3本柱―

1 精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

- ① 精神科病院入院者への支援
- ② 家族への働きかけ・支援
- ③ 地域住民への理解のための啓発

2 地域生活への移行を支援する仕組みづくり

- ① 精神科病院との連携
- ② 地域活動支援センター等との連携

3 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 地域での受け皿の確保
- ② 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援
- ③ 保健、医療、福祉関係者による協議

成果目標

- ◆ 退院後1年以内の地域における平均生活日数の増加
- ◆ 1年以上の長期入院者数の減少
- ◆ 早期退院率の増加
- ◆ 地域移行支援による地域移行者数の増加

精神科病院入院者調査・国の方向性

調査から見てきた課題

- 1 高齢化・長期入院化
- 2 長期入院化による退院への影響
(住まい喪失、家族不在、支援の必要性の増加)
- 3 退院後の支援ニーズ
(つながり、生活支援、緊急時対応)
- 4 制度利用の準備不足
(区分認定・介護認定の未申請)

※ 長期入院を生まないための初期支援の重要性が明確に

国の方向性

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整

● 成果目標

- ・ 退院後1年以内の地域生活日数:319.3日以上
- ・ 1年以上の長期入院者数の縮減
- ・ 再入院率(30日以上)【新規】
退院後90日:10.3%以下
退院後180日:17.4%以下、
退院後365日:25.7%以下
- ・ 心のサポーター数:令和15年度末までに
100万人以上【新規】
- ・ K6による住民のこころの状態把握【新規】

次期計画の方向性

大阪市の方向性

- 1 新たな長期入院を生まない仕組みづくり
 - ・ 入院初期からの計画的な支援
 - ・ 制度申請支援(区分認定・介護保険)
 - ・ 退院意欲を高める支援(訪問・ピア活用等)
 - ・ 病院・支援機関等の連携強化
- 2 高齢化への対応
 - ・ 高齢支援に係る支援体制の強化
 - ・ 介護保険・居住支援との連携
 - ・ 医療、生活面のケアを含む支援の充実
- 3 地域移行の強化
 - ・ 退院後の生活支援の充実
(相談者、住まい・日中活動・訪問支援等)
- 4 地域住民への理解促進(偏見解消・啓発)
 - ・ 精神障害への理解促進に向けた啓発
 - ・ ピアサポーターによる地域理解の促進
 - ・ 地域での受け入れを進める取り組みの強化



精神障害にも対応した
地域包括ケアシステムの構築